

精華町教育委員会議事録

令和4年（第1回臨時）

- 1 開 会 令和4年4月1日(金) 午前11時00分
閉 会 令和4年4月1日(金) 午前11時10分
- 2 出席委員 川村教育長 松下教育長職務代理者 新司委員
井上委員 高岡委員
- 3 欠席委員 なし
- 4 出席事務局職員
浦本教育部長 杉本総括指導主事
俵谷学校教育課長 田原生涯学習課長
平井学校教育課係長
- 5 傍聴者 なし

6 議事の概要

(1) 開会

教育長から第1回臨時教育委員会の開会を宣言。

(2) 議決事項

議案第15号 精華町教育委員会基本規則一部改正について

教 育 部 長 【提案説明】

これまで、本町の組織機構においては室は課に設置するものとされ、人員配置が手薄な室を設置元の課が応援する体制をとってきたが、昨今の状況として、設置元の課からの応援体制等の必要性が低くなっていることが分かったため、今回、全庁的な組織機構の再編を行うにあたりすべての室を設置元の課から独立させ、課と同等の扱いとする方針が決定された。

教育支援室については、同規則第19条第1項と別表第1において「(学校教育課)教育支援室」という形で、学校教育課に設置すると定められているが、今回、「(学校教育課)」の文言を削除することで、教育支援室を学校教育課及び生涯学習

課と同等の扱いへ変更するものである。

また、第19条第2項として、学校教育課と教育支援室は通常業務の遂行において相互に協力を行うものとされているが、こちらは室が課に置かれることを前提とした条文であるため、今回、項ごと削除する。

今後は、学校教育課と生涯学習課の関係と同様に、対等の位置づけとして、部内の3つの課・室で相互に協力しあう体制を強化し、引き続き教育行政の充実に努めてまいりたい。

なお附則として、本規則の一部改正については、本日、令和4年4月1日から施行するものである。今回の課・室の再編は、全庁的な対応として本日付けで施行することとなっており、先日の第3回教育委員会で議案として提案させていただくべきところだったが、教育委員の皆様にご急遽ご参集いただくことになってしまい、誠に申し訳ない。

本日ご審議いただいで可決いただければ、早急に公布の手続を行う予定としている。

松 下 委 員
教 育 部 長

課と室の違いは何か。また、教育支援室長は管理職なのか。

課と室の違いについてのご質問だが、本町では、2つ以上の係がある場合が課、1つの係しかない場合を室とすることを基本的な考え方としている。

また、教育支援室長の取り扱いについてのご質問だが、以前から室長は管理職であり、今回の規則改正による変更はない。

(採決 ー 全員挙手により原案どおり決定)

(3) 閉会

教育長が第1回臨時教育委員会の閉会を宣言。